

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R 7 宝窓委 - 6
- 2 案件名 個人番号カード交付管理システム等ハードウェア保守業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 外 地内
- 4 契約期間 契約の日から令和 9 年（2027 年）7 月 3 1 日まで
- 5 契約相手方
住所：兵庫県神戸市中央区東町 1 2 6 番地
社名：NEC フィールディング株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項ただし書該当

(指定理由)
本契約については、元々一体であった保守込賃貸借の対象機器のうちの一部対象機器の用途転用に伴い、一体的にハードウェア保守が出来なくなったため、業務継続性の維持のため、変更契約を経て保守がなくなった一部の賃貸借対象機器に対して、改めてハードウェア保守契約を締結するものである。市としてはハードウェア保守に求める内容に変更はないため、ハードウェア構成について熟知しており、現在も残りの機器に対して保守を行なっている事業者に当該保守を実施させることが最も効率的で、かつ職員の事務負荷も低いことから上記相手方を指定するもの。
- 7 問合わせ先
課名：窓口サービス課 内線：2656

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 T 2 5 - 1
- 2 案件名 定期報告業務委託
- 3 案件場所 宝塚市内
- 4 契約期間 契約締結日 ~ 令和 8 年 (2 0 2 6 年) 3 月 3 1 日

5 契約の相手方

住所：〒651-0088 神戸市中央区小野柄通 7 丁目 1 番 1 号
社名：公益財団法人 兵庫県住宅建築総合センター

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項ただし書該当

(指定理由)

定期報告とは、建築基準法第 1 2 条に基づき、建築物の所有者に対してその建築物の敷地、構造及び建築設備の安全、衛生、防火及び避難に関する事項を報告させるものであり、防火意識の高揚、建築物の適切な維持管理を図ろうとするものです。

上記相手方は「住宅に関する各種の事業を実施することにより、良好な住宅の建設を推進するとともに、建設業界及び関係業界の健全な振興を図り、県民の福祉の向上に寄与すること」を目的として設置された地域法人です。当該法人は、兵庫県内で唯一当該業務を実施する団体であること。また、業務委託契約締結により期待する成果をあげ得る団体であること。さらに平成 4 年度から毎年当市と契約し、業務を行ってきた実績があることなどの理由から、当該法人を指定するものです。

なお、委託金額については、県内統一で各単価が定められています。

- 7 問い合わせ先 建築指導課 内線：2 3 6 3

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健推委 - 6 4
- 2 案件名 がん検診クーポン券等印字・封入封かん業務委託
- 3 案件場所 宝塚市小浜4丁目 地内
- 4 契約期間 令和7年(2025年)5月1日から令和7年(2025年)6月6日
- 5 契約相手方 印刷製本契約相手方
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
契約課に締結依頼した子宮頸がん検診無料クーポン券及び案内文等印刷製本の成果物に印字し、その後封入封かんまで一連に行う業務であり、また、個人情報を取り扱うため。
- 7 問合わせ先 課名：健康推進課 内線：2868

特名随意契約の理由書

1 案件番号

健推委 78

2 案件名

特定保健指導訪問指導等業務委託

3 案件場所

宝塚市小浜4丁目外地内

4 契約期間

契約締結日～令和8年(2026年)3月31日

5 契約相手方

住所： 神戸市灘区水道筋5丁目1-15-305

社名： 創和クリエイティブライフ株式会社

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号 該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

当該業務委託について、令和5年度は公募型プロポーザル審査会を実施し、本事業者と特名随意契約を行いました。

この分野は専門事業者が少なく、県下市町において訪問特定保健指導等を実施している他の事業者に本市の仕様内容での当該業務委託の可能性を確認したところ、実施できる体制がないと回答があったため、令和7年度においてもこれまでの受託業務において成果を上げている本事業者と特名随意契約を行うものです。

7 問合わせ先

課名： 健康推進課

内線： 2868

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子応委－5
- 2 案件名 児童手当管理システム標準レイアウト改版対応（年金）業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和7年（2025年）7月31日
- 5 契約相手方
住所： 大阪市北区堂島2－4－27
社名： 日本事務器株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
現在使用している児童手当管理システム(ハックシステム)の販売等に関する権利を有している納入業者である日本事務器(株)以外では、著作権上の理由により、当該システムの改修を行うことが不可能であるため。
7. 問合わせ先
課名：子育て応援課 内線：2548

特名随意契約の理由書

1 案件番号

2 案件名 ナチュラルスパ宝塚
3階男子ロッカー系統冷暖房設備 EHP 修繕

3 案件場所 宝塚市湯本町 9-33

4 契約期間 契約の日から令和7年(2025年)6月30日(月)まで

5 契約相手方

住 所：西宮市門前町 11 番 4 号
社 名：日世産業株式会社

6 指定理由
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

3階男子ロッカールーム(脱衣所)において、GHP室内機が送風モードに
かならない現象が発生した。調査の結果、室内機(ヤママー製)のモーター部
品が機能不全に陥っていることがわかった。当該部品は生産終了しており、交
換することができないため、事態に対処するには3階男子ロッカールームにお
いてEHPの空調設備を新設するほかない。昨今は梅雨入り前から真夏日とな
る日が頻発しており、6月にも猛暑と呼ぶに値する気温の日が観測され、空調
の不具合には早急に対応しなければ、利用者の命と健康を守ることができない。

また、迅速な復旧が果たさなければ、利用者の安全のために施設の営業をク
ローズせねばならず、それは指定管理者の営業損害という二次的被害を招く。
そのため、本件は緊急に対処すべき事案であり、当該施設の空調設備に関する
ノウハウを有し、複数者への聞き取りの結果、最も早く修繕できる工程を組む
ことができた上記業者に依頼する。

7 問合わせ先

課名：観光にぎわい課 内線：2627

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教管委-360
- 2 案件名 市立長尾小学校（北棟） エレベーター保守点検業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 山本東1丁目 地内
- 4 契約期間 令和7年(2025年)6月1日 ~ 令和11年(2029年)9月30日
- 5 契約相手方 住所：大阪府大阪市北区堂島浜1丁目2番1号
社名：株式会社日立ビルシステム

6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

長尾小学校（北棟）には、日立製のエレベーターを設置しています。昇降機設備の機器本体は、メーカー毎に、制御、仕様が異なり、独自の機器を製造しています。

エレベーターは、ひとたび事故が起きると大変危険なものであるため、メーカー又はメーカー系列の保守会社に責任をもって一貫して保守させることが適切であると考えます。

このような特殊性により、機器本体に損傷を与えず、緊急時に速やかな対応により修復等の措置を行うことができ、専門技術及び点検調整に熟達している、メーカー系列の保守会社である株式会社日立ビルシステムを指定します。

7. 問い合わせ先

課名： 施設課

内線： 2187

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教社委 - 4
- 2 案件名 松尾湿原保全活動バス運行業務委託
- 3 案件場所 宝塚市大原野松尾 1
- 4 契約期間 契約締結日 ~ 令和 8 年 (2 0 2 6 年) 3 月 3 1 日まで
- 5 契約相手方
住所： 小野市鹿野町 2468-2
社名： 神姫観光株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 8 号該当
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当

(指定理由)
本案件については、契約課による指名競争入札を行ったが、令和 7 年 4 月 2 2 日に開札のところ、応札者なきたため不調となった。5 月からの運行を予定しており事業の実施日もせまっているため、指名事業者の中で、対応可能と思われる上記事業者と特名随意契約を行う。
- 7 . 問合わせ先
課名：社会教育課 内線： 2 2 2 3